

仕 様 書

(内容)

第1条 この仕様書は、広島市立北部医療センター安佐市民病院における給茶機の賃貸借に関する必要事項等について定めるものとする。

(調達機器の仕様等)

第2条 給茶機にかかる調達機器の機能及び仕様、設置場所等は、別表「調達機器仕様等一覧表」及び別図「給茶機設置場所」のとおりとする。ただし、機能及び仕様については必須条件を示すものである。

2 調達機器は、前項に規定するもののほか、全ての機器において未使用新品とする。

3 機器の搬入、据付、調整等、調達機器の設置・設定にかかる必要なすべての部材、作業及び手続き等に必要な経費は本調達に含むものとする。

(設置等)

第3条 受注者は、令和4年5月1日までに給茶機の設置、設定及び動作確認等を行い、発注者が使用できる状態にしなければならない。

2 受注者は、納入日程について発注者と協議の上、予め日程表を提出し発注者の承認を受けること。

3 受注者は、搬入において事故等が発生しないよう細心の注意をもって行うこと。また、機器の据付・調整を十分に行うこと。

(検査)

第4条 受注者は、設置完了時に発注者の立会いのもとで検査を行うものとする。なお、検査の結果不良品がある場合は、受注者はただちに良品と取り換えて再検査を受けること。

(指導)

第5条 受注者は、給茶機の使用開始時、又は必要に応じ、発注者の指定する係員に機器の基本操作及び応用操作の指導等を行うものとする。

(保守点検)

第6条 受注者は、発注者が良好に給茶機を使用できるよう、別表「メンテナンス仕様書」に基づき、機器使用に必要な部品の交換、機械の清掃、修理及び調整等の整備（定期・臨時）を受注者の負担において行うものとする。

2 受注者は、6か月に1回定期点検を行い、その結果について発注者に報告するものとする。

3 受注者は、発注者から故障等の連絡を受けたときは、速やかにこれを修理する等適切な処置を行い、その結果について発注者に報告するものとする。

(契約終了時等の対応)

第7条 受注者は、契約終了又は契約解除等により受注者が変更となる場合、給茶機の入替え等の作業が円滑に行われるよう、新たな受注予定者と調整するものとする。なお、受注者の負担で今回の調達機器一式を撤去及び処分すること。また、その際詳細については発注者と協議の上、決定すること。

(疑義等の決定)

第8条 この契約の履行に関し疑義を生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議し、これを定めるものとする。

別表「調達機器仕様等一覧表」

区分		給茶機（浄水器内蔵キャビネット付）	給茶機（給排水タンク式）
台数		10台	2台
設置場所		1階 外来（別図中No.①） 1階 待合サロン（別図中No.②） 2階 HCU（別図中No.③） 3階 デイルーム（別図中No.④） 3階 デイルーム1（別図中No.⑤） 3階 デイルーム2（別図中No.⑥） 4階 デイルーム1（別図中No.⑦） 4階 デイルーム2（別図中No.⑧） 5階 デイルーム1（別図中No.⑨） 5階 デイルーム2（別図中No.⑩）	1階 レストラン（別図中No.⑪） 2階 スタッフコモンズ （別図中No.⑫）
外形寸法		横幅：450 mm 奥行：515 mm 高さ：1490 mm	横幅：450 mm 奥行：515 mm 高さ：1,490 mm
飲料種類		お茶、お湯、冷水	お茶、お湯、冷水
給水方法		水道直結式	カセット給水式
排水方法		直接排水式	カセット排水式
電源		100V 50/60 Hz	100V 50/60 Hz
給茶機	連続注出能力	約100杯 80mL/杯 4杯/分	約110杯 80mL/杯 3杯/分
	タンク容量	7 L	7 L
	キャニスター容量	約500 g	約500 g
	茶葉交換	自動	自動
	茶葉量調節	回転放出式	回転放出式
冷水機	連続注出能力	約100杯 100mL/杯 3杯/分	約100杯 80mL/杯 3杯/分
	冷却時間	約2時間/60Hz	約2時間/60Hz
	冷却方法	瞬間冷却方式	瞬間冷却方式
その他備考		(1) 発注者が指定する場所に設置すること。なお、取り付けるための金具等についても本調達に含むこと。 (2) 給茶機を稼働するための必要な物品（電源ケーブル等）全てを含むこと。 (3) 外形寸法は原則として上記の寸法以内とする。ただし、設置場所等の都合上発注者が必要と認めた場合はこの限りではない。 (4) 設置・据付・調整等は発注者と打合せの上、確実に行うこと。 (5) 一般に広く流通している市販品の茶葉が使用可能であること。なお、給茶機に使用する茶葉は発注者が負担する。 (6) 機器の機能及び仕様等を示すカタログ等を提出すること。	

別表「メンテナンス仕様書」

メンテナンス期間	リース期間中
保証の範囲	メンテナンス期間中の機械的な故障については、全て無償とする ※機械本体の外装は対象外とする 故障が発生した場合、速やかに訪問し、修理完了後に修繕内容を記載した修理伝票を提出すること
定期点検内容	リース期間中は年2回の定期点検を、必ずメーカー技術者が実施すること
	点検内容については、その点検内容を記載した伝票を都度発行し提出すること
	点検票には点検対象の商品名、型式、機番を記載すること、また会社名、所属、氏名が分かるように記載すること
点検箇所	運転電圧、運転電流、電源コードの状態、アースの状態、絶縁抵抗、周囲温度、凝縮器詰り等 エアフィルターの状態、異常音の有無、機内水漏れ有無、機内排水詰り有無 設定温度、庫内温度、庫内ファンの状態、冷却器の霜付状態、貯湯タンクの状態 凝縮器ファンの状態、電装箱汚れ具合、操作パネル動作、汚れ具合 その他、所見で気がついた点は備考に記載すること